

最高人民法院、最高人民検察院による
知的財産権侵害刑事事件の処理における具体的な法律適用の
若干問題に関する解釈（三）

「最高人民法院、最高人民検察院による知的財産権侵害刑事事件の処理における具体的な法律適用の若干問題に関する解釈（三）」は2020年8月31日付けの最高人民法院審判委員会の第1811回会議、2020年8月21日付けの最高人民検察院第13期検察委員会の第48回会議にて可決されたので、ここに公布し、2020年9月14日より施行する。

最高人民法院、最高人民検察院

2020年9月12日

法釈〔2020〕10号

最高人民法院・最高人民検察院による

知的財産権侵害刑事事件の処理における具体的な法律適用の

若干問題に関する解釈（三）

（2020年8月31日付けの最高人民法院審判委員会の第1811回会議、2020年8月21日付けの最高人民検察院第13期検察委員会の第48回会議にて可決され、2020年9月14日より施行する。）

法により知的財産権侵害の犯罪を処罰し、社会主義市場経済の秩序を守るために、「中華人民共和国刑法」「中華人民共和国刑事訴訟法」等の関連規定に従い、知的財産権侵害刑事事件の処理における具体的な法律適用の若干問題について、次のとおり解釈する。

第一条 次の各号に掲げる事由のいずれかに該当する場合、刑法第二百一十三条に規定する「その登録商標と同一の商標」と認定することができる。

（一）登録商標のフォント、アルファベットの大文字・小文字又は文字の横縦配列を変更し、登録商標との間にほとんど差異がないもの

（二）登録商標の文字、アルファベット、数字等の間の距離を変更し、登録商標との間にほとんど差異がないもの

（三）登録商標の色を変更し、登録商標の顕著な特徴の反映に影響を与えないもの

（四）登録商標に商標の一般名称、型番等の顕著な特徴に欠ける要素のみを追加し、登録商標の顕著な特徴の反映に影響を与えないもの

（五）立体登録商標の三次元標章及び平面要素とほとんど差異がないもの

（六）登録商標とほとんど差異がなく、公衆の誤認を生じ得るその他の商標

第二条 通常の方法により、刑法第二百十七条に規定する作品、録音製品に署名した自然人、法人又は非法人組織は、著作権者又は録音製作者であるとともに、当該作品、録音製品にはそれ相応の権利があると推定しなければならない。ただし、反対証拠がある場合を除く。

係争作品、録音製品の種類が多くかつ権利者が分散している事件において、係争複製品が不法に出版、複製・発行されたものであることを証明する証拠があり、かつ出版者、複製発行者が著作権者、録音製作者の許諾を得た関連証拠書類を提供できない場合、刑法第二百十七条に規定する「著作権者の許諾を得ていない」、「録音製作者の許諾を得ていない」と認定することができる。ただし、権利者が権利を放棄したこと、係争作品の著作権若しくは録音製品の関連権利が中国の著作権法による保護を受けていないこと、又は権利の保護期間が既に満了したことを証明する証拠がある場合は、この限りではない。

第三条 違法コピーや、授権を得ず又は授権を超えてコンピュータ情報システムを使用すること等の方式により営業秘密を盗み取った場合、刑法第二百十九条第一項第一号に規定する「窃盗」と認定しなければならない。

賄賂、詐欺、電子侵入等の方式で権利者の営業秘密を取得した場合、刑法第二百十九条第一項第一号に規定する「その他の不正手段」と認定しなければならない。

第四条 刑法第二百十九条に規定する行為を実施し、次の各号に掲げる事由のいずれかに該当する場合、「営業秘密の権利者に重大な損失を与えた」と認定しなければならない。

(一) 営業秘密の権利者に与えた損失額又は営業秘密侵害による違法所得金額が 30 万元以上であった場合

(二) 営業秘密の権利者が営業上の重大な困難により破産、倒産することを、直接引き起こした場合

(三) 営業秘密の権利者に他の重大な損失を与えた場合

営業秘密の権利者に生じた損失額又は営業秘密侵害による違法所得金額が 250 万元以上であった場合、刑法第二百十九条に規定する「特に深刻な結果を生じた」と認定しなければならない。

第五条 刑法第二百十九条に規定する行為の実施により生じた損失額又は違法所得金額については、次の各号に掲げる方式で認定することができる。

(一) 不正手段で権利者の営業秘密を取得したが、その開示、使用又は他人への使用許諾を行っていない場合、損失額は当該営業秘密の合理的な使用許諾料に基づいて確定することができる。

(二) 不正手段で権利者の営業秘密を取得した後に、その開示、使用又は他人への使用許諾を行った場合、損失額は権利者が権利を侵害されたことにより生じた売上利益の損失に基づいて確定することができる。ただし、当該損失額が営業秘密の合理的な使用許諾料より低い場合、合理的な使用許諾料に基づいて確定することができる。

(三) 取り決め又は権利者の営業秘密保持に関する要求に違反し、自身が把握している営業秘密を開示又は使用、或いは、他人にその使用を許諾した場合、損失額については、権利者が権利を侵害されたことにより生じた売上利益の損失に基づいて確定することができる。

(四) 営業秘密が不正手段により取得されたものであるか又は取り決め、権利者の営業秘密保持に関する要求に違反して開示、使用、使用を許諾されたものであることを知

りながらも、それを取得、使用又は開示した場合、損失額については、権利者が権利を侵害されたことにより生じた売上利益の損失に基づいて確定することができる。

(五) 営業秘密侵害行為により営業秘密が既に公衆に知られたか又は破壊された場合、損失額については、当該営業秘密の商業的価値に基づいて確定することができる。営業秘密の商業的価値は、当該営業秘密の研究開発コスト、当該営業秘密の実施による収益に基づいて総合的に確定することができる。

(六) 営業秘密を開示し又は他人にその使用を許諾することにより取得した財物又はその他の財産上の利益は、違法所得と認定しなければならない。

前項第二号、第三号、第四号に規定する権利者が権利を侵害されたことにより生じた売上利益の損失は、権利者が権利を侵害されたことにより生じた販売量減少の総数に、権利者の一製品あたりの合理的な利益を乗じることで確定することができる。販売量減少の総数が確定できない場合、侵害製品の販売量に権利者の一製品あたりの合理的な利益を乗じることで確定することができる。権利者が権利を侵害されたことにより生じた販売量減少の総数と一製品あたりの合理的な利益がいずれも確定できない場合、侵害製品の販売量に侵害製品1個あたりの合理的な利益を乗じることで確定することができる。営業秘密がサービス等その他の経営活動に使用される場合、損失額は権利者が権利を侵害されたことにより減少した合理的な利益に基づいて確定することができる。

営業秘密の権利者が事業運営、事業計画に対する損失を軽減するか又はコンピュータ情報システムのセキュリティ、その他のシステムセキュリティを回復するために支出した救済費用は、営業秘密の権利者に与えた損失として計上しなければならない。

第六条 刑事訴訟手続において、当事者、弁護人、訴訟代理人又は訴外人は営業秘密又は秘密として保持すべきその他の商業情報に関わる証拠、資料に対して秘密保持措置

を講じるよう書面にて申し立てた場合、事件の状況に応じて、秘密保持承諾書を締結するよう訴訟参加者を組織する等の必要な秘密措置を講じなければならない。

前項秘密保持措置の関連要求又は法律法規に規定する秘密保持義務に違反した場合、法によりそれ相応の責任を負う。刑事訴訟手続中に接触、取得した営業秘密を無断で開示、使用し又は他人にその使用を許諾し、刑法第二百十九条の規定に合致する場合、法によりその刑事責任を追及する。

第七条 特殊な場合を除き、登録商標を詐称した商品、不法に製造した登録商標の標識、著作権を侵害した複製品、主に登録商標を詐称した商品、登録商標の標識又は権利侵害の複製品を製造するための資材やツールは、法により没収・破棄しなければならない。

上記物品について、民事、行政事件の証拠として使用する必要がある場合、権利者の申立を経て、民事、行政事件の終結後又はサンプリング、撮像等の方法で証拠を固定化した後に破棄することができる。

第八条 次の各号に掲げる事由のいずれかに該当する場合、情状を酌量して重く処罰することができ、一般的に執行猶予を適用しない。

(一) 主に知的財産権侵害を業としている場合

(二) 知的財産権侵害により行政処罰を受けた後に再び知的財産権を侵害して犯罪を構成した場合

(三) 重大な自然災害、事故災難、公共衛生事件の期間において災害救援、防疫物資等の商品の登録商標を詐称した場合

(四) 違法所得の引渡を拒否した場合

第九条 次の各号に掲げる事由のいずれかに該当する場合、情状を酌量して軽く処罰することができる。

(一) 自供して罰を受け入れた場合

(二) 権利者の容赦を得た場合

(三) 悔悟の態度が見られた場合

(四) 不正手段で権利者の営業秘密を取得したが、まだその開示、使用又は他人への使用許諾を行っていない場合

第十条 知的財産権侵害の犯罪について、犯罪による違法所得金額、不法経営額、権利者に与えた損失額、権利侵害模倣品の数量及び社会的危害等の情状を総合的に考慮した上で、法に基づいて罰金に処しなければならない。

罰金額は通常、違法所得金額の1倍以上5倍以下で確定される。違法所得金額が確認できなくなった場合、罰金額は通常、不法経営額の50%以上1倍以下で確定される。違法所得金額と不法経営額がいずれも確認できなくなり、3年以下の有期懲役、拘留、管制又は単に罰金に処した場合、通常、3万元以上100万元以下で罰金額を確定する。3年以上の有期懲役に処した場合、通常、15万元以上500万元以下で罰金額を確定する。

第十一条 本解釈の公布・施行後に、以前に公布した司法解釈や規範的文書と本解釈が一致しない場合は、本解釈を基準とする。

第十二条 本解釈は2020年9月14日より施行する。

出所：2020年9月13日ウェブサイト

<http://www.court.gov.cn/fabu-xiangqing-254891.html>

※本資料はジェトロが作成した仮訳となります。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記載するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承ください。